

災害時における応急生活物資等の供給に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時に要する応急生活物資等の供給について、千葉県（以下「甲」という。）と社団法人千葉県エルピーガス協会（以下「乙」という。）との協力事項について定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「応急生活物資等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) カセットコンロ
- (2) カセットコンロ用ガスボンベ
- (3) 液化石油ガス

(応急生活物資等の供給)

第3条 乙は、災害時において、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定める者に対し、その者の指定する場所へ応急生活物資等の供給を行うよう努めるものとする。

(1) 被災市町村からの応急生活物資等の供給の要請について、甲から当該要請の取次ぎを受けた場合
当該被災市町村

(2) 甲が自ら使用する応急生活物資等について、甲からその供給の要請を受けた場合 甲

2 前項第1号に規定する取次ぎ又は同項第2号に規定する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって行う時間的余裕がないときは、口頭で行うことができる。この場合においては、後日速やかに取次ぎ文は要請の事実を明らかにする文書を提出するものとする。

3 第1項第1号の取次ぎについては、甲は、当該被災市町村が第6条第1項に定めるところに従い、乙から供給を受けた応急生活物資等の対価を当該市町村が負担し、かつ、乙に対し支弁することについて、あらかじめ、当該被災市町村の意思を確認の上 行うものとする。

(供給体制の確立保持)

第4条 乙は、前条に規定する応急生活物資等の供給に努力するため、この協定とは別に応急生活物資等の販売事業者と協定等を締結し、カセットコンロ 600 台、カセットコンロ用ガスボンベ 1,800 本及び液化石油ガス 14,000 キログラムを供給可能な 流通備蓄体制を確立保持するものとする。

(運 搬)

第5条 応急生活物資等の運搬は、乙の指定する者が行うものとする。

(費用負担等)

第6条 第3条の規定により乙が供給した応急生活物資等の対価は、同条第1項各号に掲げる場合に応じて、それぞれ当該各号に定める者が負担するものとする。ただし、その支弁時期は災害復旧後の適当な時期とし、その価格は災害発生直前の適正な価格とする。

2 前条の規定による運搬の費用は、乙が負担するものとする。

(補 足)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成11年4月1日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、甲及び乙は、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成 11 年 3 月 31 日

甲 千葉県千葉市中央区市場町 1 番 1 号

千 葉 県

千葉県知事 沼 田 武

乙 千葉県千葉市中央区中央港 1 丁目 13 番 1 号

社団法人千葉県エルピーガス協会

会 長 野 城 友 三